

目次

○国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）	．．．．．	1
○国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）	．．．．．	2
○漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）	．．．．．	4
○水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（抄）	．．．．．	6
○商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）	．．．．．	6
○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（抄）	．．．．．	9
○国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）	．．．．．	9
○国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（抄）	．．．．．	11
○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）	．．．．．	13
○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）（抄）	．．．．．	14
○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）	．．．．．	15
○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）	．．．．．	15
○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）	．．．．．	16
○アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）（抄）	．．．．．	16
○漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）（抄）	．．．．．	20
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	．．．．．	22
○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）	．．．．．	22

○国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）

（国有財産の分類及び種類）

第三条 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

- 一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第二条第二号の職員をいう。）の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの
 - 二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの
 - 三 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの
 - 四 森林経営用財産 国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したもの
- 3 普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

（総括、所管換及び所屬替の意義）

第四条 （略）

2 この法律において「国有財産の所管換」とは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長（以下「各省各庁の長」という。）の間において、国有財産の所管を移すことをいう。

3 この法律において「国有財産の所屬替」とは、同一所管内に二以上の部局等がある場合に、一の部局等の所屬に属する国有財産を他の部局等の所屬に移すことをいう。

（貸付料）

第二十三条 普通財産の貸付料は、毎年定期に納付させなければならない。ただし、数年分を前納させることを妨げない。

2 前項の場合において、当該財産を所管する各省各庁の長は、借受人から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による貸付料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが貸付料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

（貸付契約の解除）

第二十四条 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合には、借受人は、これによつて生じた損失につき当該財産を所管する各省各庁の長に対し、その補償を求めることができる。

第二十五条 前条第二項の規定により補償の請求があつたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、会計検査院の審査に付することができる。
2 各省各庁の長は、前項の審査の結果に関し、会計検査院の通知を受けたときは、その通知のあつた判定に基づき、適当な措置をとらなければならない。

○国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「国有林野」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国の所有に属する森林原野であつて、国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したもの
- 二 国の所有に属する森林原野であつて、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、国有財産法第三条第三項の普通財産となつているもの（同法第四条第二項の所管換又は同条第三項の所属替をされたものを除く。）

2
（略）

（貸付等の対価の減免）

第八条の四 農林水産大臣は、国有林野を当該国有林野の所在する地方の農林漁業の用に供するため貸し付け、又は使用させている場合において、風水害、冷害等の災害で異常、且つ、広範囲なものにより、その借受人又は使用者が、当該国有林野の貸付又は使用の対価を納付することが著しく困難であると認められるときは、これらの者に対しその困難の程度に応じて当該貸付若しくは使用の対価を減じ、又はその支払を免除することができる。

（保護義務）

第十三条 造林者は、分収林について、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 火災の予防及び消防
- 二 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止
- 三 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止
- 四 境界標その他の標識の保存

第五章 共用林野

（共用林野の設定）

第十八条 農林水産大臣は、国有林野の経営と当該国有林野の所在する地方の市町村の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るため必要であると認めるときは、契約により、当該市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住所を有する者に対し、これらの者が当該国有林野を次に掲げる用途に共同して使用する権利を取得させることができる。

一 自家用薪炭の原料に用いる枝又は落枝の採取

二 自家用の肥料若しくは飼料又はこれらの原料に用いる落葉又は草の採取

三 自家用薪炭の原木の採取

四 エネルギー源として共同の利用に供するための林産物その他農林水産省令で定める林産物の採取

五 耕作に付随して飼養する家畜の放牧

2 前項第三号の規定による権利を取得させる場合は、旧来の慣行その他特別の事由があるときに限る。

3 第一項の規定により国有林野を使用する権利を取得させることを内容とする契約（以下「共用林野契約」という。）の相手方は、当該契約に基いて当該国有林野を使用することができる者（以下「共用者」という。）の住所地の属する市町村とする。但し、市町村内の一定の区域に住所を有する者を共用者とする場合には、共用者の全員を相手方とすることを妨げない。

4 第一項の規定により国有林野を使用させる場合には、国有財産法第二十三条から第二十五条までの規定を準用する。

（共用林野契約の内容）

第十九条 共用林野契約においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 共用林野契約の目的たる国有林野（以下「共用林野」という。）の所在及び面積

二 当該契約の存続期間

三 採取することができる林産物の種類、数量及び採取方法又は放牧することができる家畜の種類及び頭数

四 使用の対価（使用の対価を徴しないときは、その旨）

五 市町村内の一定の区域に住所を有する者を共用者とする場合には、その区域及び共用者としての要件

六 その他必要な事項

（共用林野契約の存続期間）

第二十条 共用林野契約の存続期間は、五年をこえることができない。

2 共用林野契約は、更新することができる。

（使用の対価の減免）

第二十一条 共用林野契約において、使用の対価を徴しない旨の定をし、又は使用の対価を時価よりも低く定めることができるのは、当該契約に共用者が当該林野について第十三条に掲げる事項を行うべき旨の定がある場合に限る。

第二十一条の二 第十八条の規定により国有林野を使用させている場合には、第八条の四の規定を準用する。

（共用者の地位の得喪）

第二十二条 市町村内の一定の区域に住所を有する者を共用者とする共用林野契約においては、共用者が当該区域に住所を有しなくなり、その他当該契約に定める共用者としての要件を欠くに至ったときは、その者は、共用者としての地位を失う。

2 前項の契約においては、共用者以外の者で当該区域内に住所を有し、かつ、当該契約に定める共用者としての要件を備えるものは、農林水産省令の定めるところにより当該契約に加入することを当該共用林野を管轄する森林管理署長及び共用者の代表者に通知することによって、共用者としての地位を取得する。

（共用林野契約の解除等）

第二十三条 農林水産大臣は、共用者が左の各号の一に該当する場合には、共用林野契約を解除し、又はその者の使用を制限し、若しくは禁止することができる。

一 その共用林野を当該契約で定められた用途以外の用途に使用したとき。

二 その共用林野につき罪を犯したとき。

三 当該契約に共用者が第十三条に掲げる事項を行うべき旨の定がある場合において、正当な事由がないのに、その実施を怠ったとき。

2 前項の規定により共用林野契約を解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止しようとする場合には、第十七条第四項の規定を準用する。この場合において、「造林者に対し」とあるのは「共用林野契約の相手方又は共用者に対し」と、「造林者又はその代理人」とあるのは「共用林野契約の相手方若しくは共用者又はその代理人」と読み替えるものとする。

（共用者等の賠償責任）

第二十四条 共用者が共用林野に損害を与えたときは、市町村との共用林野契約である場合には当該市町村及び共用者が、その他の場合には共用者が連帯してその損害を賠償しなければならない。

○漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）

第二章 漁業権及び入漁権

（組合員の漁業を営む権利）

第八条 （略）

2 (略)

3 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、その有する特定区画漁業権又は第一種共同漁業を内容とする共同漁業権について漁業権行使規則を定めようとするときは、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定による総会（総会の部会及び総代会を含む。）の議決前に、その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。）のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者（第十四条第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権及び第一種共同漁業を内容とする共同漁業権については、当該漁業権に係る漁場の区域が内水面（第八十四条第一項の規定により農林水産大臣が指定する湖沼を除く。第二十一条第一項を除き、以下同じ。）以外の水面である場合にあつては沿岸漁業（総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業及び内水面における漁業を除いた漁業をいう。以下同じ。）を営む者、河川以外の内水面である場合にあつては当該内水面において漁業を営む者、河川である場合にあつては当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者）であつて、当該漁業権に係る第十一条に規定する地元地区（共同漁業権については、同条に規定する関係地区）の区域内に住所を有するものの三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

4 5 7 (略)

(漁業調整に関する命令)

第六十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止（前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。）

二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止

三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止

四 漁業者の数又は資格に関する制限

3 5 8 (略)

(設置)

第八十四条 海区漁業調整委員会は、海面（農林水産大臣が指定する湖沼を含む。第百十八条第二項において同じ。）につき農林水産大臣が定める海区に置く。

2 (略)

○水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号) (抄)

(水産動植物の採捕制限等に関する命令)

第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があるときは、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業(水産動植物の採捕に係るものに限る。)を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。

- 一 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止(前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととするものを除く。)
- 二 水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止
- 三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止
- 四 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏れつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止
- 五 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止
- 六 水産動植物の移植に関する制限又は禁止

3 10 (略)

○商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号) (抄)

(商標登録の要件)

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

- 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 二 その商品又は役務について慣用されている商標
- 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状(包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。)、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、

態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

（地域団体商標）

第七条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定（同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。）にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

一 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

二 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

三 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標

2 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

3 第一項の場合における第三条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

4 第一項の規定により地域団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が組合等であることを証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。

（商標権の設定の登録）

第十八条 商標権は、設定の登録により発生する。

2 第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは、商標権の設定の登録をする。

3 5 (略)

(存続期間の更新の登録)

第二十三条 第四十条第二項の規定による登録料又は第四十一条の二第七項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料の納付があつたときは、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。

2 第二十条第三項又は第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする場合は、前項の規定にかかわらず、第四十条第二項の規定による登録料及び第四十三条第一項の規定による割増登録料又は第四十一条の二第七項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料及び第四十三条第二項の規定による割増登録料の納付があつたときに、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。

3 (略)

(登録料)

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、二万八千二百円に区分(指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下同じ。)の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、一件ごとに、三万八千八百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 6 (略)

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 商標権の設定の登録を受ける者は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合において、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、一万六千四百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、一万六千四百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 特許庁長官は、前項の規定により商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料(以下「前期分割登録料」という。)を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、同項に規定する期間を延長することができる。

3 6 (略)

7 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合において、更新登録の申請と同時に、一件ごとに、二万二千六百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前

五年までに、一件ごとに、二万二千六百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。
 8・9 (略)

(手数料)
 第七十六条 (略)
 2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
 3 9 (略)

別表

	納付しなければならない者	金額
一	商標登録出願をする者	一件につき六千円に一の区分につき一万五千円を加えた額
二 九	(略)	(略)

○特許法等関係手数料令 (昭和三十五年政令第二十号) (抄)

(商標法関係手数料)
 第四条 (略)

2 商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一	商標登録出願をする者	一件につき三千四百円に一の区分につき八千六百円を加えた額
二 十	(略)	(略)
3	(略)	(略)

○国家公務員法 (昭和二十二年法律第二百十号) (抄)

(一般職及び特別職)

第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

② 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 人事官及び検査官
- 四 内閣法制局長官
- 五 内閣官房副長官
- 五の二 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監
- 五の三 国家安全保障局長
- 五の四 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
- 六 内閣総理大臣補佐官
- 七 副大臣
- 七の二 大臣政務官
- 七の三 大臣補佐官
- 八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの
- 九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員
- 十 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員
- 十一 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員
- 十一の二 日本ユネスコ国内委員会の委員
- 十二 日本学士院会員
- 十二の二 日本学術会議会員
- 十三 裁判官及びその他の裁判所職員
- 十四 国会職員
- 十五 国会議員の秘書
- 十六 防衛省の職員（防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四十一条の政令で定めるものの委員及び同法第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で同法第四十一条の政令で定めるものうち、人事院規則で指定するものを除く。）
- 十七 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の役員

④～⑦ （略）

（他の役職員についての依頼等の規制）

第百六条の二 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは行政執行法人の役員（以下「役職員」という。）をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合

二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合（独立行政法人通則法第五十四条第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。）

三 官民人材交流センター（以下「センター」という。）の職員が、その職務として行う場合

③ 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）その他の特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。

④ 第二項第二号の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

○国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）

（勤続期間の計算）

第七条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。

5 第一項に規定する職員としての引き続いた在职期間には、地方公務員が機構の改廃、施設の移譲その他の事由によつて引き続いて職員となつたときにおけるその者の地方公務員としての引き続いた在职期間を含むものとする。この場合において、その者の地方公務員としての引き続いた在职期間の計算については、前各項の規定を準用するほか、政令でこれを定める。

6 前各項の規定により計算した在职期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在职期間が六月以上一年未満（第三条第一項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第四条第一項又は第五条第一項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、一年未満）の場合には、これを一年とする。

7 前項の規定は、前条又は第十条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

8 第十条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在职期間に一月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

（公庫等職員として在職した後引き続いて職員となつた者の在職期間の計算）

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人（行政執行法人を除く。）でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在职期間とみなす。

2 公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の前条第一項に規定する職員としての引き続いた在职期間には、その者の公庫等職員としての引き続いた在职期間を含むものとする。

3 前二項の場合における公庫等職員としての在職期間の計算については、前条（第五項を除く。）の規定を準用するほか、政令で定める。

4 第六条の四第一項の政令で定める法人その他の団体に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となつた場合におけるその者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかつたものとみなす。ただし、政令で定める場合においては、この限りでない。

（職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給）

第二十條（略）

2（略）

3 職員が第七条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き公庫等職員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き公庫等職員となつた場合においては、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

4（略）

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第二百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第三十九条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同条第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、行政執行人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号に掲げる費用並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び厚生年金保険法」と、「国、行政執行人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下この条において「継続長期組合員」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

一 転出の日から起算して五年を経過したとき。

二 引き続き公庫等職員又は特定公庫等役員として在職しなくなったとき。
三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）、その他の政令で定める場合における前二項の規定の適用については、その者は、公庫等職員又は特定公庫等役員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4 第一項の規定は、継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の公庫等に公庫等職員として転出をした場合、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の特定公庫等に特定公庫等役員として転出をした場合その他の政令で定める場合については、適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「中期目標管理法」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を發揮しつつ、中期的な視点に立つて執行することが求められるもの（国立研究開発法人が行うものを除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じて公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

3 この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を發揮しつつ、中長期的な視点に立つて執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発（以下「研究開発」という。）に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向

上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 （略）

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（任務）

第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の適正かつ確実な実施の確保、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。

2・3 （略）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一（八）（略）

九 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

十 九十六 （略）

2 （略）

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第三条 各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する。

② 前項の規定は、行政事務を分担管理しない大臣の存することを妨げるものではない。

○アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めなければならない。

（施策における配慮）

第四条 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとする。

（基本方針）

第五条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の事項について定めるものとする。

- 一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な事項
 - 二 アイヌ文化の振興を図るための施策に関する事項
 - 三 アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する事項
 - 四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究に関する事項
 - 五 アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県の意見を聴かなければならない。
- 4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県に送付しなければならない。

（基本計画）

第六条 その区域内の社会的条件に照らしてアイヌ文化の振興等を図るための施策を総合的に実施することが相当であると認められる政令で定める都道府県（以下「関係都道府県」という。）は、基本方針に即して、関係都道府県におけるアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な方針
 - 二 アイヌ文化の振興を図るための施策の実施内容に関する事項
 - 三 アイヌの伝統等に関する住民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策の実施内容に関する事項
 - 四 その他アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 関係都道府県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣及び文部科学大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本計画の作成及び円滑な実施の促進のため、関係都道府県に対し必要な助言、勧告及び情報の提供を行

うよう努めなければならない。

(指定等)

第七条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び文部科学大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第八条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。

二 アイヌの伝統等に関する広報活動その他の普及啓発を行うこと。

三 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。

四 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

(事業計画等)

第九条 指定法人は、毎事業年度、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画書は、基本方針の内容に即して定めなければならない。

3 指定法人は、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員

に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第十一条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人の第八条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十二条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(罰則)

第十三条 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(北海道旧土人保護法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 北海道旧土人保護法（明治三十二年法律第二十七号）

二 旭川市旧土人保護地処分法（昭和九年法律第九号）

(北海道旧土人保護法の廃止に伴う経過措置)

第三条 北海道知事は、この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の北海道旧土人保護法（次項において「旧保護法」という。）第十条第

一項の規定により管理する北海道旧土人共有財産（以下「共有財産」という。）が、次項から第四項までの規定の定めるところにより共有者に返還され、又は第五項の規定により指定法人若しくは北海道に帰属するまでの間、これを管理するものとする。

2 北海道知事は、共有財産を共有者に返還するため、旧保護法第十条第三項の規定により指定された共有財産ごとに、厚生労働省令で定める事項を官報で公告しなければならない。

3 共有財産の共有者は、前項の規定による公告の日から起算して一年以内に、北海道知事に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該共有財産の返還を請求することができる。

4 北海道知事は、前項に規定する期間の満了後でなければ、共有財産をその共有者に対し、返還してはならない。ただし、当該期間の満了前であつても、当該共有財産の共有者のすべてが同項の規定による請求をした場合には、この限りでない。

5 第三項に規定する期間内に共有財産の共有者が同項の規定による請求をしなかつたときは、当該共有財産は、指定法人（同項に規定する期間が満了した時に、第七条第一項の規定による指定がされていない場合にあっては、北海道）に帰属する。

6 前項の規定により共有財産が指定法人に帰属したときは、その法人は、当該帰属した財産をアイヌ文化の振興等のための業務に要する費用に充てるものとする。

○漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）（抄）

（漁業法の一部改正）

第一条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

（略）

第六十五条第一項及び第二項中「漁業取締りその他」を削り、同条第五項中「採捕」の下に「又は養殖」を加え、同条第六項及び第七項中「定めよう」を「制定し、又は改廃しよう」に改め、同条第八項中「定めよう」を「制定し、又は改廃しよう」に改め、「第八十四条第一項に規定する海面に係るものにあつては」及び「内水面に係るものにあつては内水面漁場管理委員会の意見を」を削り、同条を第百十九条とする。

（略）

第二章及び第三章を削る。

第五条の次に次の一条及び三章を加える。

第六条 （略）

第二章・第三章 （略）

第四章 漁業権及び沿岸漁場管理

第一節 総則

（定義）

第六十条 この章において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

2 3 4 (略)

5 この章において「共同漁業」とは、次に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一 四 (略)

五 第五種共同漁業 内水面（海面以外の水面をいう。以下同じ。）又は第二号の湖沼に準ずる海面において営む漁業であつて第一号に掲げるものの以外のも

6 3 9 (略)

(略)

(水産資源保護法の一部改正)

第四条 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

(略)

第四条の見出しを「（水産動植物に有害な物の遺棄の制限等に関する命令）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に、「同項第六号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「及び第二項の農林水産省令を定めよう」を「の農林水産省令を制定し、又は改廃しよう」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第二項の規則を定めよう」を「の規則を制定し、又は改廃しよう」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会を置く都道府県の管轄に属する内水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第五号に規定する内水面をいう。以下同じ。）に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会）の意見を聴かなければならない。

附 則

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七十九条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二百四十六条第二項中「前条の規定による改正後の水産業協同組合法（以下この条において「新水産業協同組合法」という。）第十五条の八第四項（新水産業協同組合法第九十六条第一項及び第百条の八第一項）を「水産業協同組合法第十五条の十三第四項（同法第九十六条第一項及び第百五条第一項）」に改め、同条第三項中「新水産業協同組合法第三十九条の二第二項（新水産業協同組合法第七十七条（新水産業協同組合法）を「水産業協同組合法第三十九条の二第三項（同法第七十七条（同法）」に、「第百条の八第五項」を「第百五条第五項」に改める。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（任務）

第三条 内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に係る施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 内閣府は、第一項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一 三十 （略）

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五十四の三 （略）

五十四の四 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十八条第二項に規定する事務

五十五 六十二 （略）

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（任務）

第三条 国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現に向けた施策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

- 2 前項に定めるもののほか、国土交通省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。
- 3 国土交通省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

(所掌事務)

第四条 国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 (略)
- 三 社会資本の総合的かつ効率的な整備の推進（公共事業の入札及び契約の改善を含む。）に関すること。
- 四・五 (略)
- 六 土地の使用及び収用に関すること。
- 七 (略)
- 八 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。
- 九・十 (略)
- 十一 建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化に関すること。
- 十二 (略)
- 十三 不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関すること。
- 十四 宅地の供給、造成、改良及び管理に関すること。
- 十五 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等）をいう。第九十九号において同じ。）及び海上災害の防止に関すること。
- 十六〜三十一 (略)
- 三十二 地価の公示に関すること。
- 三十三 不動産の鑑定評価に関すること。
- 三十四 国土調査に関すること。
- 三十五〜四十一 (略)
- 四十二 アイヌの伝統及びアイヌ文化に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- 四十三 (略)
- 四十四 都市計画及び都市計画事業に関すること。
- 四十五 土地区画整理事業、市街地再開発事業、民間都市開発事業その他市街地の整備改善に関すること。
- 四十六 駐車場及び自動車車庫に関すること。
- 四十七 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の規定による資金の貸付けに関すること。

四十八 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあつては、これらの整備に限る。）に関する
こと。

四十九 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること。

五十 市民農園の整備の促進に関すること。

五十一・五十二 （略）

五十三 下水道に関すること。

五十四 河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理に関すること。

五十五 水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関すること。

五十六 （略）

五十七 公有水面の埋立て及び干拓に関すること。

五十八 運河に関すること。

五十九 砂防に関すること。

六十 地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関すること。

六十一 海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。

六十二 水防に関すること。

六十三 （略）

六十四 道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。）に関すること。

六十五 有料道路に関する事業に関すること。

六十六 住宅（その附帯施設を含む。）の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備に関すること。

六十七・六十八 （略）

六十九 建築物（浄化槽を含む。）に関する基準に関すること。

七十 建築士に関すること。

七十一 建築物の質の向上その他建築の発達及び改善に関すること。

七十二〜百 （略）

百一 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。

百二 航路の整備、保全及び管理に関すること。

百三 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。

百四〜百十一 （略）

百十二 官公庁施設の整備（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十条第一項各号に掲げるものに限る。）並びに官公庁施設に関する基準の設定、指導及び監督に関すること。

百十三 地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

百十四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

百十五 (略)

百十六 (略)

百十七 百二十三 (略)

百二十四 建設技術、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに建設技術、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関すること。

百二十五 百二十七 (略)

百二十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき国土交通省に属させられた事務

2 (略)

(北海道開発局)

第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第一号、第二十四号及び第三十九号から第四十一号までに規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。

二 第四条第一項第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号から第三十四号まで、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百三十三号、第一百三十四号、第一百十六号、第二百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第二百二十八号に掲げる事務

三 測量業の発達、改善及び調整に関すること。

四 地価の調査に関すること。

五 第四条第一項第五十六号に規定する施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。

六 空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。

2 北海道開発局は、前項各号に掲げる事務のほか、農林水産省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務をつかさどる。

一 公共事業費（政令で定めるものを除く。）の支弁に係る国の直轄事業の実施に関すること。

二 委託に基づき、前号に掲げる事業の実施に伴い必要を生じた工事を行うこと。

三 公共事業費（政令で定めるものを除く。）の支弁に係る事業の助成及びこれに伴う監督に関すること。

3 北海道開発局は、前項各号に掲げる事務については、農林水産大臣のみの指揮監督を受けるものとする。

4 第二項第三号に掲げる事務については、北海道開発局を農林水産省の地方支分部局と、北海道開発局の長その他の職員を農林水産省の地方支

5 分 部 局 の 長 そ の 他 の 職 員 と み な し て 、 そ の 事 務 の 処 理 に 関 す る 法 令 の 規 定 を 適 用 す る 。
北 海 道 開 発 局 の 位 置 及 び 組 織 は 、 政 令 で 定 め る 。